



射水市告示第266号

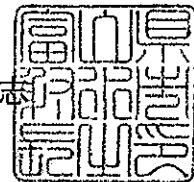
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営農地整備事業広上地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年12月27日

射水市長 夏野元



(別 紙)

字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「串田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	広上		212の一部、213の一部、214の一部、 215の一部、300の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上条」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	広上		941の1の一部、942の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「広上」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	小泉		349、449、604
	上条		258の1の一部、259の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。